

会議録要旨

| | |
|-------|--|
| 会 議 名 | 第 19 回恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会 |
| 日時・場所 | 平成 24 年 11 月 21 日（水）市民会館 第 1 会議室 |
| 会議参加者 | 委員長 横山純一 副委員長 小山忠弘 委員 泉谷 清 鎌倉洲夫 雪下 章 相坂正一 松尾重喜 山口裕美 田中亜希子 石垣周一 菅原宏輔 藤本恵美子 事務局 桑山課長 広中主査 佐々木主査 傍聴者 1 名 |

| | |
|--|--|
| 開会（横山委員長） | |
| <p>それでは第 19 回目の市民委員会を始めます。前回 E 部会の報告事項を協議しましたが、全部は終わっていません。本日は、職員の育成以降を話し合いたいと思います。最初に、「職員の育成」「行政手続」「出資団体等」の 3 項目について議論したいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。</p> | |
| 事務局 | <p>「職員の育成」については、市長の責務に規定している自治体が多いところですが、組織として職員を育成するという観点で、行政運営のパートに規定することになりました。第 1 項は、研修によって職員の能力を向上させるということを規定し、第 2 項では職員個人ではなく所属の職員全体の資質向上を管理職に義務として課すというもので、先例が少ない規定となっています。</p> <p>「行政手続」については、行政手続条例の目的規定を要約して書いてあります。こうした個別の条例がありますので、基本条例に書かなくても実効性としては問題ありませんが、基本条例の総合性と行政運営の基本的事項であることから、ここに規定を置くこととしています。</p> <p>「出資団体等」については、出資をしたり、運営費の補助をしたり、職員を派遣している団体について、それぞれ出資、補助、派遣の状況を公表するよう市に義務を課す規定としています。第 2 項は、それらの団体に加えて指定管理者に対して、市が指導・助言を行うことについて規定しています。</p> |
| 委員長 | <p>ありがとうございました。前回の市民委員会で修正することになった規定事項については、次回以降に事務局から修正案が提示されることとなっております。それでは本日の協議事項である「職員の育成」について意見交換をしたいと思います。</p> <p>「職員の育成」は、市長の責務に書いてあることが多いのですが、E 部会では行政運営に 1 項目入れたということです。これについてどう考えるかということが論点になると思います。</p> <p>「行政手続」は、行政手続条例という個別条例があるわけですが、行政運営にとって大事な事項であることから、基本条例にも盛り込もうというものです。</p> <p>「出資団体等」については、指定管理者を加えているところが特徴的だと思いますので、このあたりも論点になるかと思います。</p> <p>それでは委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います。あわせて、事務局から報告はありましたが、E 部会の方から議論の様子や補足説明などをお願いしたいと思います。</p> |
| <p>○ 前回職員の育成に関して、職員の任用や採用についてまで書くかどうかという話があったかと思いますが、そのことについて入れるかどうかを決めたいと思います。私は入れた方が良いでしょうに思っています。</p> | |

| | |
|-----|--|
| 委員長 | <p>前は、任用についての議論はどこまでしていただいでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>前は、具体的に任用についてどうするかという意見交換までは行われておりませんので、白紙の状態から意見交換を進めていただければと思います。</p> |
| 委員長 | <p>それでは、それも含めて議論をお願いします。E部会の中では議論はされなかったのでしょうか。規定するとすればどのように書き込むかということも考えていただければと思います。</p> |
| | <p>○ よろしいでしょうか。職員の任用について、他市の規定例などはありますか。</p> |
| 事務局 | <p>申し訳ありません。すぐにお答えできるようには準備ができておりません。記憶の範囲では、なかったことはないような気はします。</p> |
| 委員長 | <p>そうですね、書いてある場合でも市長の責務などに書いてあるでしょうから、行政運営の部分からは見つけづらいとは思いますが。</p> |
| | <p>○ 現在の段階では、市長の責務については、職員の育成や任用については書いてなくて、職員を統轄し、効率的な組織運営をするといったことが規定されています。</p> |
| 委員長 | <p>函館市では、第15条に市長の責務が書いてありますが、第4項で「市長は、職員を適切に指導監督し、人材を育成するとともに、必要に応じて、専門的な知識、経験等を有する人材を広く求め、その活用に努めなければなりません」と規定しています。だいたいこういった内容になるのかと思います。他の例では、帯広市の第5条第3項は、「市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない」というように規定しています。稚内市では、「市長は、市職員を適切に指導監督するとともに、効率的、効果的な市政運営のため、市職員の人材育成を図り、適切な能力の評価とその配置に努めます」としています。このように、職員の育成については市長の責務に書いているところがほとんどです。それをあえて「市は」という主語で行政運営に書いているということが特徴的です。市長の責務では人材の育成に触れていないということですので、そちらに書き加えるということになりますと、ここの規定を削るという場合もあるかもしれません。市長の責務にも行政運営にも書くということも考えて良いと思います。その場合は非常に強いメッセージということになります。どちらかに規定するというのであれば、行政運営よりも市長の責務に書いた方が重みは出てくると考えられます。</p> |
| | <p>○ 個人的には、行政運営というのは全体を網羅した内容を規定するイメージがありますので、市長の責務に書き加えて、項目数の多い行政運営の項目を減らすということも良いかと思います。任用について規定するのであれば、公明性や公平性、透明性といったものを入れてみてはどうかと思います。懲戒などの処分については基準があると思いますが、任用については基準はあるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>任用については、競争試験による方法と選考による方法とがあって、地方公務員法と市の規則で取扱いが定められています。このため、職員の採用について基本条例で書くという場合、どういことを書くのかがポイントになると思います。</p> |
| | <p>○ 職員を採用する場合の方法にはいろいろあると思いますが、外部の人が入って決めるというこ</p> |

とも必要なのではないかと前々から思っていたので、そういったことを入れるかどうかは別にしておいて意見をいただきました。

○ 学卒者の新規採用の場合は管内統一の共通試験でしょうか。

委員長 町村の場合は共通試験のようですが、管内の市は独自試験のようですね。

○ 試験問題は外部で作成し、採点などに市役所組織が関与したりしない取扱いでしょうか。

事務局 現在、試験問題は外部に委託して作成してもらい、採点もやってもらっています。

○ 分かりました。筆記試験の後は2次試験の面接で終わりですか。

事務局 今詳しくは分かりませんが、集団討論のようなことをしたという話も聞いたことがあります。職員委員で若い方はどういう試験内容だったかご紹介いただけますか。

○ 私は、2次試験がグループディスカッションと小論文で、3次試験が面接でした。

○ そうすると、学卒者の新規採用にはコネが口を挟む余地はないということですね。問題は、年度途中で中途採用に一定の基準があって、そのときにどうするかということでしょうか。

事務局 現在の採用形態は、募集対象が複数分かれていて、一般の学卒者、社会人枠、障がい者枠のようになっています。選考による任用の方法もありますが、競争試験による任用以外は最近では聞いたことがありません。年度途中の採用ですが、中途退職などで職員に不足が生じ、中途採用しなければならない場合があります。今年度も中途採用がありましたが、4月採用の競争試験で補欠となっていた人から成績順に採用したと聞いています。ですので、年度当初採用と年度途中採用に取扱いの差はないと言って良いと思います。

○ そういう任用のプロセスを経ているとしても、基本条例に任用について規定する必要はあるのでしょうか。かつて恵庭はコネ採用が多かったという話を聞いたことがあります。そういうことは今はないということによろしいですか。

事務局 どれだけ以前の過去がどうだったかのことは明確には分かりませんが、現在の採用制度になって随分経ちますが、不適切な採用と疑われるようなことはないと思えます。

○ 私の考えですが、集団面接に外部の人を参加させる例がありますので、任用の透明性ということの一つの方策と思っています。必ずしも条例に規定しなくても良いとは思いますが。

委員長 採用の形態はいろいろありますね。東京都の教員採用では、面接に外部の人が来ます。また、受験者の大学名を伏せるやり方を採用しています。そういう意味では、東京都はかなり厳密にやっていると考えて良いのではないのでしょうか。

どうでしょうか、では、職員の育成について行政運営に書くかどうかを決めたいと思います。

○ 私は行政運営に入れるのは違うのではないかと思います。やはり市長の責務に入れるべきだと思います。

委員長 確かに総合計画や財政運営などのように他の規定事項については行政の運営ということですが、職員の育成ということが行政運営ということに馴染むかということもありますね。

- 行政運営の中にあっても良いとは思いますが。市長の責務に全体の統轄をするということがあって、職員は自己研鑽をして能力を高めるということだったと思います。それとは別に、市として能力を高めたいというメッセージを込めるということであればあっても良いと思います。

委員長 なるほど。両方に書くというイメージでしょうか。細かいことを書くのであればこちらかもしれませんね。第2項に管理職について書いていますが、そういった項目を入れるのも面白い試みかもしれませんね。

- E部会としては、職員の育成を入れた方が良いということですね。私の個人の意見としては、市長の責務に書けば良いのかなと思いますが、E部会で熟議を重ねた結果行政運営に盛り込むということになったのであれば尊重したいとも思います。しかし、その場合でも、市長の責務に大部分は規定して、足りないことをここで書くというようにしたいと思います。

委員長 どうですか。E部会の方からもご意見をいただきたいと思います。

- E部会の中でも、市長の責務として一括して規定した方が分かりやすく重みも出るのではないかという意見がありました。そういう面から考えると、市長の責務で規定しても良いかなと思います。

- 私も先ほど言ったとおり市長の責務に入れた方が良いと思います。

委員長 それでは市長の責務の方に書くということでもよろしいですね。市長の責務にしっかり書き込むということにしたいと思います。第2項についてはどうでしょうか。管理職が部下を指導するという趣旨ですよね。この精神を残して文言としてどうするかという点について考えたいと思います。「管理職の役割」のような条文を作るかということですね。

- 管理職の役割は、当然部下の指導育成ですから、それをわざわざ条例の中に書く必要があるのかという気はします。ですから、無くてもいいのではないかと個人的には思います。

- これは私がE部会の中で主張したのですが、一般職員の育成管理というのは、総括は市長かもしませんが、個別には管理職員が部下を育成指導しなければならないのです。これまで何となくは行われていたと思いますが、システムとしては機能していなかったように思います。そういう意味から職員の育成を取り上げたいと考えたものです。

委員長 なるほど。そういったご意見を踏まえて条例の中に残しても良いわけです。

- 残すかどうかについては、条例全体のバランスと言いますか市長の責務との重複の関係などを考慮しなければならないと思います。市長の責務に一括して書き込む形が良いのであれば、今の段階では残すことにはこだわっておりません。

- 現実の問題として、年功序列で昇進していった管理職員は、定年近くになってからは部下を厳しく指導はしませんよね。そうすると、定年後の天下り先に行けなくなるからというようなこと

があるのであれば書いても良いかとは思いますが。

- 市長の責務に一括して書くことで良いのではないのでしょうか。

委員長 書いたら書いたで面白いとは思いますが。他の自治体にはない規定ですから。

事務局 よろしいでしょうか。職員の責務の中に入れるという方法は考えられないのでしょうか。

委員長 良いですけれども、どういように入れ込むかということですね。職員全体について規定している中で、管理職員と部下ということをうまく入れられるかですね。

- 職員委員の方に伺いますが、市の管理職について育成という面から見てどうでしょうか。上司が問題点を洗い出して部下を育成していると思われるかということです。

- ちょっと答えづらいんじゃないでしょうか。

- いいえ、そうではなくて、以前職員委員の方がこの場でPDCAサイクルの話をされましたね。私は、これは随分職員が変わったと実感したのです。以前は考えられませんでした。上司が部下を指導して職員の資質が向上したのだと高く評価しています。

- 上司の指導ばかりでなく、自己研鑽かもしれません。

- 管理職員も与えられた育成プログラムを実践しているという訳ではないと思います。それぞれのやり方で問題解決や部下の育成に当たっているように思います。

委員長 現実には、管理職の方よりも部下の方の方が実務を理解しているということは結構ありますよね。人事異動でまったく畑違いの部署から異動してくるという場合もあります。

- 以前事業仕分けをしたときに感じたのですが、若い職員と管理職員の意識に大きなギャップがありました。若い職員はやり方や現状を変えたいという意識を持っているのですが、それを職場で上司に言っても、お前何考えているんだというように言われるという実態があるんだと思います。若い職員の意見をどんどん引き出して改善するという意識が管理職員には欠けているように思います。下からどんどん突き上げていけるような環境になれば、すばらしい組織になるのではないのでしょうか。

- 少しよろしいでしょうか。部会案の第2項は、「市の管理職員は」というように管理職員を強調していますが、説明書きには組織として職員を育成するというように組織の責務のようにかいてあります。ということであれば、「管理職員は」ということではなく、「組織として育成する」ということで書いてはどうかというように思います。

委員長 そうすると、「管理職員」や「管理に属する」という文言が消えますので、市職員の責務に入ってくるような内容になってきますね。しかし、そうすることが良いかどうかについては議論になるのではないのでしょうか。管理職を強調することについてが論点になっています。

- 管理職について強調することによって、恵庭市役所の管理職の意識改革に繋がるというのであ

ればそうした方が良くと思います。先ほど話がありました事業仕分けのときに、出席した管理職が、自分ではよく分からないので担当者を出しますということが結構ありました。管理職が分からないっていうのはどうなんだと思いましたが、そういうのは結構ありましたよね。

○ ありましたね。

○ そういうことが無いように、恵庭市役所の管理職はしっかりやってもらいたいということから、管理職という文言を残したいというのであれば、残した方が良くのではないかと思います。市職員の責務とは別に条を起こして規定することには意味は出てくるんだと思います。

○ 難しいところですよ。今の若い職員は、試験が難しくなっていますから高学歴です。50歳半ばの管理職の人は苦勞されているんだと思います。管理職が若い人に負けないくらい一生懸命やらしてもらわなければならないのですが、活字にして規定するというのは難しい話なんじゃないでしょうか。

○ 活字にして管理職員の方々が奮起していただければ良いのですが、どうなのでしょう。

委員長 やはり役所というのは、ある程度の年齢になってそろそろ課長候補というようになって、今の部署には別の課長がいるとなると、課長に昇進して全く専門外の部署に異動するなんてことがあるんじゃないでしょうか。そうすると、部下の方がずっと仕事のことが分かっているということになるんですね。それは現実にあるんです。

○ 確かにあります。

○ 例えば、部長の服務規程というようなものはあるのでしょうか。

事務局 服務規程は、職員全員に対して地方公務員としての規律を定めています。役職については、職務職階制ですので、職階に応じた役割・役目というものが別に定められています。

○ 例えば、政策調整課長はこういう仕事をするというような決まりというかメモでもいいのですが、そういうものはありますか。教育委員会に関しては、ホームページを見ると各課の事務分掌が掲載されています。ところが、市長部局についてはホームページからは見つけられませんでした。そういうものがどこかにあるのかと思いました。

事務局 課の事務分掌については、規則で定められております。

○ そうすると、課の仕事は定められているということですが、部長職の仕事というのは定められているのですか。

事務局 少し細かい話をしますと、職員は職階制度の中で格付けがされておりまして、非役付き職員は1級から3級までの等級になっております。主査職などは4級、課長職が5級、次長職が6級、部長職が7級という格付けで、それぞれの等級の職務は決められていますが、具体的に詳しくどういふことをするというところまでは書かれていないと思います。

委員長 管理職員というのはどの辺りを想定していたのですか。

事務局 課長職以上の職階です。

委員長 すると、文言を少し変えるとしても、この内容は職員の責務に入れることができそうですね。文言については、管理職員とするかどうかはまた考えるとして、一度それで案を作ってみましようか。

- 管理職の大事な仕事はマネジメントです。仕事の内容を知っているかどうかは本人の勉強次第ですが、マネジメントをやるということについて、どこか研修所に入って学ぶとか、あるいは自分で自学することになっているとか、そういうシステムになっていないのでしょうか。単に年功序列で昇進して行って努力を怠っているのでは困ります。

事務局 マネジメントということですが、各課の懸案事項については、四半期ごとに進行状況の報告をして部長職が進行管理をしています。また、役職ごとにどのような職責を担うかということについては、研修のシステムが出来上がっていて、新任主査職のJST研修、新任管理職員は管理職研修を受講しなければならないというシステムになっています。

- 昔自治研修所でやっていた研修ですね。北海道は自治研修所を廃止してしまいましたね。今は経営協会に委託してやっているようですね。しかし、自治研修所ですと冷房もない2人部屋に2週間くらいの長期間過ごすわけで、大変貴重で有意義な時間を過ごすことになります。全道各地から集まる職員と知り合い、共に学べる貴重な機会でした。長い目で見ると、無くしてしまったことはどうだったんだと考えてしまいます。

- 恵庭市では部長会のような会議があるように聞いていますが、機能していれば業務がうまく回るといえるように思いますが、以前は機能していなかったというように聞いています。

事務局 庁議という会議がありますが、庁議終了後に各部長は部内で管理職会議を開催し、会議内容を周知します。課長職は、その報告を受けてすぐに課内会議などで部下に伝達しますので、庁議の内容は職員全員に伝わる仕組みになっています。ただ、1階の窓口職場などは、すぐに課内会議というわけにはいきませんので、伝達が少し遅れるかもしれません。

- 機能しているということであれば、組織は動くので結構です。

- 情報が伝達されるのは良いのですが、それを受けた職員からの意見がどの程度フィードバックされるかが大事で、そういうシステムが重要だと思います。

- 今聞いた話の範囲では、やっているなということで良いのですが、各部署でスケジュール表を持っていて進行管理をしているということが重要です。計画表を基にして予算要求や進行管理を行うことが大事です。管理職員という活字が出てきて、恵庭ではちゃんとやってないのかと思われることが大事です。

委員長 職員の育成の第2項を職員の責務に入れるということで、あと、行政手続と出資団体等についてはいかがでしょうか。特徴を言えば、指定管理者を入れたということですが、これでよろしいですか。

- 今後指定管理は進むと考えられますので、入れて良いと思います。

委員長 今、恵庭では指定管理はどれくらいやっていますか。

事務局 10事業者です。

○ 出資団体等の第2項ですが、「必要な指導及び助言」ということについては、所管部署の担当者ばかりでなく部長や課長の意識が働くわけです。卑近な例で言えば、ふるさと公園にスズメバチ注意を促す看板がありますが、11月になっても設置されたままです。公園の管理は指定管理者ですが、任せっぱなしになっていますね。そういったところを適宜指導したり、ほかにも夏休みに入って子どもたちも水遊びがしたいのにまだ水が入らないなど、指定管理だから指定管理者の判断でやるんだと丸投げしているように思います。そのため、必要な指導及び助言は必要になってきます。しかし、指導及び助言に当たって、役人としての意識が出てあれこれ口を出すと指定管理のメリットがなくなってしまうので、そういうことが無いようにしていただきたい。

委員長 先ほど指定管理者が入っているのが特徴だと申し上げましたのは、一方ではそのような問題も出てくることから、指定管理者を出資団体と同列に扱えるかということを考える必要があるのではないかと思ったからです。他市でも指定管理者を見直す動きはあります。最初は安い方を選んでしまいましたが、それで良いのかという議論から、基本条例への規定を見送ったところもあります。しかし、今後指定管理者は増えていきますし、そうなると適切な指導・助言は必要になってきます。ただし、それがマイナスに働く場合も出てきますので、注意が必要です。また、指定管理者に丸投げした結果、施設の管理・運営が悪くなったという事例もあります。

○ 職員を派遣している団体に恵庭RBパークがあったと思いますが、指導及び助言のほかに、監査についてはどうなっていますか。指導・助言は監査とは別の話ですね。

事務局 恵庭RBパーク株式会社は、恵庭市が25%を超えて出資していますので、監査委員の監査権があります。あと、政策調整課が行政監査を受けたときに監査委員から教えていただいたのですが、指定管理者に対しても監査権があるということでした。

○ ホームページを見て知ったのですが、生徒指導連絡協議会にも補助金を支出していて、その監査結果についても公表されていましたが、25%というのはどう関係してくるのでしょうか。

事務局 25%というのは出資金の割合です。

○ すると、生徒指導連絡協議会というのはピックアップされたということですね。監査委員が2名というのは決まっているのですか。2名で全部を見ることはできないと思います。

事務局 定数が決まっています。

○ 私は、大勢で全部を調査するのではなくランダム調査が良いと思います。対象をしっかりと調査をすればけん制効果が期待できます。膨大な人も時間もかけて調査をするというのは現実的ではないと思います。

○ いずれにしても監査についてはこの条文には含まれていないということですね。書き加えるということは必要ないのですね。

事務局 監査機能強化ということについて条例に規定すべきかE部会で協議をしています。もし規定するのであれば、どのような内容になるのかという点から、法律の枠を超えた機能を義務付けすることもできず、監査機能の強化というイメージは皆さん持っているのですが、具体的に何かを規定できるかという点と難しいということから、規定を見送ったという経緯があります。

委員長 そうですね。必要な指導・助言で良いのではないのでしょうか。

○ 監査委員が行うような監査ではなく、指定管理者が行う業務が適切に行われているか検証することは含まれていると考えて良いのでしょうか。

委員長 含まれているということで良いと思います。

○ 「必要な指導及び助言」の前に、「業務の目的が達成されているか検証をし、必要に応じて指導又は助言を行う」というようにするのはどうでしょうか。また、「必要性の検証」についても必要になるのではないのでしょうか。

委員長 なるほど。一つは、目的達成についての検証と、もう一つは指定管理の必要性というの検証ということですね。

○ 指定管理の必要性について適宜検証して見直しを行うということを市としてやっていくということが書けないか考えたものです。

委員長 そうすると、別にもう1項作らないと書けないかもしれません。一つはおっしゃるとおりで、「業務の目的が達成されているか検証し、かつ必要な指導及び助言を行う」というように書くことは良いと思います。もう一つの指定管理者の見直しということについては、必要なことではありますが、条例の中に書けるかということがあります。実際に、民間委託も含めて、見直した結果自治体の直営に戻したということもあります。反対に、指定管理を引き受けていた事業者が指定管理を返上するというケースもあります。指定管理期間の途中で解除する場合は、どういう処理が必要になるのでしょうか。温泉施設などで、指定管理期間が20年というものがありますが、20年という長期間なのはどうかでしょうか。というように、指定管理にはいろいろなことがあります。

○ 指定管理者が倒産してしまう場合などもありますね。話を戻してしましますが、議会の役割の中に監査請求について書いてある市があります。議会の役割として権限があるのであれば、監査については書く必要はないと理解しました。

委員長 指定管理の見直しの問題ですが、どのようにいたしましょうか。

事務局 恵庭市では、PPP推進本部を作って、市の業務について、指定管理ばかりでなく包括的民間委託や市場化テストなどの方法によって、民間に委ねるべき業務がないか、又は市が直営すべき業務がないかということを常に検証して見直しをしておりますので、指定管理に限定して基本条例の中で見直しを規定するというのは、他とのバランスから難しいのではないかと思います。現実の状況は、もっと広くやっていますので、指定管理だけをターゲットにすることはバランスが悪くなってしまいます。

| |
|---|
| ○ PPPの取組みのシステムは、恵庭ではかなり定着しているのですか。 |
| 事務局 平成23年度から推進本部を設置をしてPPPの事業の洗い出しをし、専門部会でヒアリングも行い、精査をしています。本年度は中間報告を出しています。推進本部は次長職で構成する内部組織となっております。 |
| 委員長 自治体でやるか民間でやるかということについては、指定管理者以外も含めて多様な方法で検討するということですので、指定管理者についてだけここで書くというのは少し難しいかもしれませんが、書くとしたら、もっと広い範囲で別のパートで書くということになるでしょうから、それは別に検討しても構わないと思います。それでは、ここでは指導・助言について、目的が達成されているか検証をすることを加えることとしたいと思います。 |
| また、官民の役割分担について書くとしたらどこになるでしょうか。協働ということも考えられなくはないですが、協働はやはり市民と行政の協働について書くことになりますので、行政運営に書くことになるでしょうか。他市の事例で規定しているところはありますか。 |
| 事務局 官民の役割分担ということになりますと、基本条例を制定して進めようとするまちづくりの方針というものは少し異なる内容になると思います。他市で規定しているところはあるのかもしれませんが、記憶している範囲では規定しているところはありません。 |
| 委員長 現実には先ほどご提案いただいたとお見直しも含めて検証が必要なのですが、基本条例に規定する内容としては少し難しいかもしれません。そういう意味を「検証」の中に含めて読むことができれば良いのですが、一つ目にご提案いただいた内容を盛り込むことでまとめたいと思います。 |
| それでは次に進みたいと思います。残りの項目を事務局から説明してください。 |
| 事務局 「安全で安心なまちづくり」については、「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」という条例がありますので、基本条例の総合性から、その条例の目的について書くということになり、1条設けています。 |
| 「危機管理」については、災害に加え国民保護計画で想定している外国からの武力攻撃も含めた災害等の緊急事態を想定した規定となっております。 |
| 「国、北海道及び他の市町村との連携」については、第1項は、国、北海道と連携をして恵庭市のまちづくりをするということを、第2項では、共通する課題の解決に向けて他の市町村と連携をするということを規定しています。 |
| 委員長 ありがとうございます。ここでの特徴は、防犯や交通安全については安全で安心なまちづくりとして、防災については危機管理というように分けていることでしょうか。一括りにして書いている自治体は多くあると思います。 |
| ○ 今ある市の防災計画ではどのような形で危機管理は考えられていますか。 |
| 事務局 地域防災計画の見直しはパブリックコメントを求めて改正作業も終盤になっていると思いますが、危機管理という観点ではなく、実際に起きた災害への対応とその備えを具体的に書いていると思います。 |
| ○ 私は、防災計画見直しの説明会に行ってきましたが、危機管理という観点ではなくて、想定さ |

れる被害を中心に表されていました。防災計画では危機という言葉は使ってなくて、すべて災害というようになっています。

委員長 安全で安心なまちづくりの条文は、非常に堅い文章になっていますね。根拠となる条例は防犯と交通安全について規定しているということですが、書いてある内容を見ても危機管理に通じるものとなっています。危機管理と一緒に書いてしまってもまったく違和感がないようですが、合体するという事は考えられないでしょうか。規定文案からは、交通安全や防犯ということを読み込むことの方が難しいような印象があります。

事務局 原々案では、一つの条に規定していたのですが、部会の中で話し合った結果、安全で安心なまちづくりで規定している個別条例の目的規定と危機管理で想定している内容が異なるため、条を分けるというよりも、見出しを別にしようとしたため条が分かれたという経緯です。

委員長 規定内容としては、分けて書いてあっても違いがよく分からないような感じですね。例えば、どちらかの規定文を基に防犯や交通安全といった内容を盛り込んでも成り立つのではないのでしょうか。

○ 安全で安心なまちづくりの条文には防犯や交通安全という字句が一切入っていないので、委員長がおっしゃるように一つにまとめても成り立つと思います。見出しについてはどちらを採用するかということは考えたいと思います。新しい地域防災計画には、市民の役割ということも書かれていました。アウトラインは、協働で防災を進めていこうということだと思います。パブリックコメントには間に合いませんでしたが、担当課に意見書を提出いたしました。二つの条文を見ても、これを一つにして書くということもあり得ると思います。最初の条文に「滞在することができる」という記述がありますが、確かにそうなのでしょうが、それを書くことはどうなんでしょうか。

委員長 個別条例の制定目的としては必要な部分ですが、その精神を基本条例に書くときには不要となる部分でしょうね。

○ その記述を削るということであれば、危機管理の条も合わせてまとめることはできると思います。

○ 私はE部会員でしたが、見出しを分けずに一つにして、2項建てにするということが良いと思います。

○ お話を聞いてみますと、そのようにしても構わないと思います。

委員長 そうしますと、「市は、市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、防犯・防災に努めるとともに、地域における安全意識の高揚、自主的な活動の促進及び生活環境の整備を図る。」というような内容の規定が良いのではないのでしょうか。

○ 個別条例に滞在について書いてあるのは、出張などで1泊や2泊する人にとっても、恵庭というのは安全で安心して滞在できるまちだということをメッセージしているのではないのだろうかと思います。あえて外だしして書いているんでしょうね。

| | |
|-----|---|
| 事務局 | 一つにまとめるとして、見出しはいかがいたしましょうか。 |
| 委員長 | 「安全で安心なまちづくり」の方が馴染むのではないのでしょうか。 |
| | ○ 総合計画でも「安全で安心なまちづくり」という表現を用いていますね。 |
| 委員長 | それではそのようにいたしましょう。国、北海道及び他の市町村との連携については、これで良いようですが、ご意見はありますか。 それでは他の部会意見ということについて事務局から説明してください。 |
| 事務局 | 見出しや結びの書き方については、条例の全体を見てバランスを取るよう考えてはどうだということですか。 |
| 委員長 | いずれにしても、全体のバランスを見て決めたいと思います。E部会の報告についてはこれでまとめて、修正事項については、この後の市民委員会で事務局から提示することにしたいと思います。 本日は、この後協議事項が3点あります。F部会の報告までは進めないと思います。 1点目は地区説明会について、2点目は最終フォーラムについて、3点目は議会議員意見交換についてです。それでは、最初に地区説明会について事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 地区説明会を実施するという事は決めておりますが、実施方式については決めておりませんでした。まず、地区説明会の主催者ですが、この市民委員会の主催ということで開催したいと思っております。市の主催ではなく市民委員会です。説明会で説明するのは、市民委員会が市長に提言した素案について説明するというスタンスをとりたいと思っております。説明会は、市長に提言書を提出した後に開催しますので、質問に対してはお答えできますが、こうしてほしいという意見については市民委員会としてはどうにもできません。このため、そういう意見については、パブリックコメントを提出してくださいという説明になります。開催時期をいつにするかということですが、地区説明会の開催は広報で案内しなければなりません。広報1月号の締め切りが12月5日と早いため、1月号での案内は大変困難です。このため、2月号で案内するとなると、2月の中旬から下旬にかけてということにしたいと思っております。開催する箇所又は回数については、事務局で3箇所程度が良いのではと考えたところですが、当初の予定どおり5箇所で行うべきではないかというご意見もいただいておりますので、箇所又は回数と開催日時について決めなければならないということ。また、説明に行っていただく市民委員の方について、班編成をするのか全員で行くのかなどを決めていただくことになります。 |
| 委員長 | 本日は決定まではしませんが、条例素案の説明ということで市民委員の皆さんが説明を行うというスタンスです。市長に提出した素案は、最終的には議会で審議されるのですが、法制部局の審査を受けたり、パブリックコメントの意見を取り入れたり、微修正あるいは大幅な修正が行われるかもしれません。これからのスケジュールについて少し検討したいと思います。事務局ではどのような案を持っていますか。 |
| 事務局 | 回数が増えてしまい、また、予定よりも遅延して、委員の皆さんには大変ご迷惑をおかけしてしまうのですが、条例案の議会提案は、平成25年第2回定例会に上程するというスケジュールです。当初は、11月いっぱい素案作成という予定でしたが、現在の進行状況からはあと数回はご審議いただかなければならない状況です。来週第20回の市民委員会を開催いたし |

| |
|---|
| <p>ますので、12月に1回、1月に1回というスケジュールになるかなと考えています。日程が取れば12月に2回開催しても良いのですが、衆議院選挙があることや忙しい時期ということもあって難しいのかもしれませんが。パブリックコメントは素案をいただいてすぐに出しますが、地区説明会が終わってから2週間後くらいに締め切りを設定するような比較的長期間意見公募するように考えています。委員の皆さんには2月に開催する地区説明会までお付き合いいただくというスケジュールで考えております。</p> |
| <p>委員長 恐らくF部会の議論をして、地区説明会や最終フォーラムについても話し合って決めなければなりませんので、12月に2回はやらないとならないと思います。次回を入れて4回開催したいと思います。</p> <p>地区説明会は、2月開催というとても寒い時期ですが、人は来るでしょうか。</p> |
| <p>事務局 案内はしますが、多数集まるとするのは難しい時期なのかもしれません。</p> |
| <p>委員長 地区説明会の日程や誰がいつどこに行くのかについてあらためて協議したいと思います。2点目の最終フォーラムについて説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局 最終フォーラムについては、地区説明会とは別に開催した方が良いのではないかという意見がありました。開催をするかどうかとその内容について決めていただきたいと思います。</p> |
| <p>委員長 最終フォーラムは、他市でも行いました。そこでは、フォーラムは、最初にやって、中間時点でやって、最後にもやりました。やはり最終フォーラムまでやった方が良いでしょう。そのときは、最初に30分くらい私が話をしまして、その後、各委員が壇上に上がって全員が話をしました。そして市民の皆さんから質問、感想、意見をいただきました。恵庭でも、最初に私が要約して20～30分程度で報告をし、その後委員の皆さんがお話をされるというのが良いと思います。最後ですので、委員の皆さんにお話いただきたいと思います。中間フォーラムで壇上に上がった方を除くと、公募委員の方は5人ですね。そして職員委員も出てもらうということはどうでしょうか。日程については次回に決めましょうか。</p> |
| <p>事務局 どの辺りで開催するイメージでしょうか。</p> |
| <p>委員長 地区説明会の前後どちらが良いでしょうね。</p> |
| <p>○ 私の考えでは、フォーラムを最初にやって、フォーラムの様子をホームページで紹介しておけば説明会のイメージもつかんでいただけるように思います。</p> |
| <p>委員長 2月号の広報はいつ頃出ますか。</p> |
| <p>事務局 2月1日ですので、2月の最初に方で開催するという場合は、広報1月号に掲載することになります。</p> |
| <p>委員長 わかりました。それでは2月の中旬に開催しましょう。1月号の締め切りもあるでしょうから、次回の委員会で日程を決めましょう。</p> |
| <p>○ 地区説明会との先後は、どちらにも一長一短があると思います。</p> |

○ 最終フォーラムは、地区説明会で行なう説明とは別の内容と考えて良いでしょうか。

委員長 説明は要約して行いますが、委員の方は、思うことをお話いただくということですので、説明会は別に開催する必要があります。時期的に一番寒い時期ですので、どれだけ集まるかということは懸念されます。最終フォーラムについては、市の職員にも来てほしいと思います。フォーラムで中身を勉強してほしいと思います。委員の皆さんも、職員に対してお話いただければ良いと思います。

それでは3点目の議会議員意見交換についてはどうですか。

事務局 前回までの市民委員会での意見で、時間が足りなく語りつくせなかったという意見もいただきましたが、現実的な話として、12月は議会があるため、開会前は議員の皆さんも忙しく、意見交換を開催するとしても12月議会終了後ということになります。また、内容については、前回のようなフリートークというのではなく、議論を条例に反映させることができる事項に絞って、議会の責務、議員の責務についての規定文ということにしたいと思います。その場合、出席者については、C部会ということにしたいと思います。C部会に加えて市民委員の方ということも考えられますが、そういう案を持って議会改革検討協議会の座長と事前協議をしたいと思います。

委員長 そうですね。少し論点を絞って担当部会の皆さんで意見交換を行うということですが、次回C部会の方を中心にするかしないかを決めたいと思います。

次回はいろいろと決めることが多くあります。本日の委員会はこれで終了いたします。大変お疲れ様でした。